

【博士論文概要】

盲ろう者の意思疎通の実態と 意思疎通の促進要因に関する研究

2019 年度

前田 晃秀

筑波大学大学院 人間総合科学研究科
生涯発達科学専攻

論文の概要

「盲ろう者」とは、視覚と聴覚の両方に感覚器障害が生じた重複障害者（視覚聴覚二重障害者）のことをいう。

盲ろう者は、コミュニケーション、情報、移動といった3つの困難を複合して抱え、コミュニケーションがその困難の中核であること、盲ろう者が直面するコミュニケーションの障壁や不十分な支援は、孤立とうつ病の問題をもたらすこと等が指摘されている。

このような状況の中で、盲ろう者の福祉施策は着々と進展を見せている。障害者総合支援法の施行により、盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業が都道府県地域生活支援事業の必須事業に位置付けられた。2018年4月からは同行援護事業において、盲ろう者向け通訳・介助員が盲ろう者を支援した場合に報酬を加算する報酬改定がなされるに至った。

このように、盲ろう者の意思疎通に対する福祉的支援が拡充する流れの一方、先行研究において、盲ろう者の実態及び意思疎通の状況、それに対する支援策の検証について、これまでほとんど実証的な研究が行われてこなかった。

そこで本博士論文では、盲ろう者の人数や性別、年齢層といった基本的実態や意思疎通について実態を明らかにし、盲ろう者の意思疎通の機会・頻度・能力等に関連する要因に

について検討した。さらに、意思疎通支援の提供体制および専門職や従事者等の支援実態を明らかにし、盲ろう者の意思疎通支援に係る支援システムや人材の育成について検討した。

以上を踏まえ、盲ろう者の意思疎通を促進させるための支援のあり方を総合的に考察することを本博士論文の目的とした。

第 I 部 序論

第 1 章 盲ろう者の意思疎通支援の現状

盲ろうの定義や類型、盲ろう者の意思疎通方法や意思疎通支援に関する社会資源の現状について概説した。

第 2 章 盲ろう者の意思疎通支援に関する研究動向

国内外の学術論文を中心に先行研究を概観し、盲ろう者の意思疎通支援の研究動向と研究課題を考察するとともに、今後の盲ろう者の意思疎通支援の研究の方向性を明らかにすることを目的とした。

対象とした 91 文献を精読し、「意思疎通支援へのアプローチ」の観点から近似する内容ごとに分類した結果、1) 支援機器、2) 教育、3) 心理・社会、4) 保健・医療、5) リハビリテーション、6) レクリエーションに分類された。そして、1) 支援機器や教育に関する研究が多く実施されており、国内では支援機器が、海外では教育に関する研究が多い、2) 支援機器については、点字や指点字、指文字といった特定の方法について、工学的な観点で研究が取り組まれている、3) 盲ろう者やその家族、支援者や専門職等を対象とした質的研究により、盲ろう者の意思疎通の困難さが指摘されている、4) 意思疎通支援についての検討の視点は、個人や小集団に関する支援手法や課題を取り上げたものが多いといった知見が得られた。

そして、これらの研究動向を踏まえ、盲ろう者の意思疎通支援の検討にあたり、1) 盲ろう者の基本的実態に関する検討の必要性、2) 盲ろう者の意思疎通の困難、およびその関連要因に関する検討の必要性、3) 人的手段による日常的な意思疎通支援の実態や効果に関する検討の必要性、4) 制度・政策の開発的視点に関する検討の必要性の 4 点が提起された。

第3章 本研究の目的と構成

第2章の知見をもとに、本研究は、以下の3点を明らかにすることを目的とした。

1. 盲ろう者の人数や性別，年齢層，意思疎通方法等の基本的実態
 2. 盲ろう者の意思疎通の実態，および意思疎通の機会・頻度・能力等に関連する要因
 3. 盲ろう者の意思疎通支援に関わる専門職や従事者とその支援の実態と効果
- さらに，上記3点の検討を踏まえ，盲ろう者への効果的・効率的な意思疎通支援のための制度・政策のあり方を総合的に考察することを目的とした。

論文構成は3部13章で構成され，第I部を序論，第II部を本論，第III部を総合考察とした。

構成	カテゴリ	章	研究題目
第I部 序論		第1章	盲ろう者の意思疎通支援の現状
		第2章	盲ろう者の意思疎通支援に関する研究動向
		第3章	本研究の目的と構成
第II部 本論	盲ろう者と 意思疎通の 実態	第4章	視覚・聴覚の身体障害者手帳の交付実態の把握と分析
		第5章	盲ろう者の意思疎通の実態に関する研究
	成人の 意思疎通支援	第6章	盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業の提供体制に関する研究
		第7章	盲ろう者向け通訳・介助員の意思疎通方法と習得要因に関する研究
		第8章	盲ろう者向け通訳・介助員派遣の利用に至るプロセスに関する研究
	小児の 意思疎通支援	第9章	盲ろう児の意思疎通能力に関する研究
		第10章	盲ろう児の意思疎通支援の提供体制に関する研究
	第11章	盲ろう児の早期支援における困難とニーズに関する研究	
第III部 総合考察		第12章	総合考察
		第13章	本研究の限界と今後の研究課題

第II部 本論

第4章 視覚・聴覚の身体障害者手帳の交付実態の把握と分析

身体障害者手帳の交付状況をもとに，視覚と聴覚の両方の障害が身体障害者手帳に記載されている者の人数や年齢，障害の状態・程度等を把握するために，全国108か所の都道府県，政令指定都市，中核市の障害福祉主管課を対象とした質問紙調査を行い，全国的な

盲ろう者の基本的実態を検討した（回収率：98.1%）。

その結果、視覚と聴覚の両方の障害が身体障害者手帳に記載されている者が13,952名存在すること、年齢層ごとに視覚障害・聴覚障害の各等級の組み合わせの割合が異なること、先行調査と照らし合わせると、通訳・介助員派遣事業の利用率は1割に満たないこと等が明らかとなった。

以上のことから、盲ろう者の年齢層、および加齢に伴い視聴覚障害を発症した場合と比較的早期に視聴覚障害を発症した場合等の違いによって、困難やニーズ、また、それらを踏まえた支援の方策が異なってくる可能性があること、盲ろう者が派遣事業の登録に至る要因を把握し、通訳・介助員派遣事業の登録のための具体的な支援策を検討していく必要があること等が考察された。

第5章 盲ろう者の意思疎通の実態に関する研究

盲ろう者の意思疎通の実態を把握するとともに、小児と成人の意思疎通の方法や意思疎通の機会・頻度に関連する要因について比較・検討するために、第4章で把握された12,813名の盲ろう者を対象として質問紙調査を行った（回収率：22.4%）。

その結果、盲ろう者の意思疎通方法は多様であることが示された一方、視聴覚障害の重複時期や重複程度、年齢層によって、使用される意思疎通方法の割合に相違が認められ、小児においては成人と比べ、個別的な意思疎通方法が使用されている割合が高かった。また、意思疎通方法と会話頻度の間には関連があり、「発話」や「聴覚」の使用者では、全体の比率と比べて、日常的に会話している群は多く、差は有意であった。さらに、成人については通訳・介助員派遣事業等の福祉サービスの利用が会話頻度に関連している一方、小児については関連が認められなかった。

以上のことから、盲ろう者の意思疎通方法の使用においては、聴覚活用の程度や聴覚障害の受障時期が影響を与えること、「発話」と「聴覚」で意思疎通が取れることは意思疎通の頻度を保つうえで重要な要因になること、成人と小児では意思疎通支援におけるアプローチのあり方が異なること等が考察された。

第6章 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業の提供体制に関する研究

第5章において、成人では通訳・介助員派遣事業が会話頻度に関連することが示された

ことを受け、通訳・介助員派遣事業の登録盲ろう者の意思疎通方法や意思疎通方法ごとの通訳・介助員の充足度について検討するために、47か所の都道府県障害福祉主管課を対象として質問紙調査を行った（回収率：93.6%）。

その結果、選択肢として設定した意思疎通方法10種すべてにおいて、通訳・介助員派遣事業に登録している盲ろう者が存在すること、「触手話」、「聴覚」、「弱視手話」、「手書き文字」の4種については自治体ごとの登録者平均が2名以上であったものの、これらを除く意思疎通方法について、自治体ごとの登録者平均が1名に満たないこと、意思疎通方法により通訳・介助員の充足度には差があり、「聴覚」や「手書き文字」のように、利用人数が多くても充足している方法もある一方で、「点字筆記」や「指点字」のように、利用人数が少なくても不足している意思疎通方法もあることが示された。

以上のことから、各種意思疎通方法の習得や学習の難易度、手話や点字等の関連する意思疎通支援制度の地域ごとの状況等が、通訳・介助員の充足度に影響していることが考えられ、意思疎通方法ごとに充足度を見極めて、人材養成を図る必要性が考察された。

第7章 盲ろう者向け通訳・介助員の意思疎通方法と習得要因に関する研究

通訳・介助員がそれぞれの意思疎通方法にどの程度、習熟しているかを把握するとともに、既にそれらの方法を習得している通訳・介助員がどのような背景を有しているかを検討するために、各都道府県の通訳・介助員派遣事業に登録している通訳・介助者4,321名を対象に質問紙調査を行った（回収率：40.9%）。

その結果、通訳・介助員の習熟度が意思疎通方法によって異なり、「ローマ字式指文字」、「手書き文字」、「パソコン」、「点字筆記」、「指点字」においては、可能群が有意に少ないこと、習得に関連する要因は意思疎通方法により異なり、たとえば、手話通訳士資格を有する者は「弱視手話」、「触手話」、「日本語式指文字」の可能群の割合が有意に多い等、要因により長けている意思疎通方法があること、通訳・介助員養成講習会の受講と、習得に関連のある意思疎通方法は「聴覚」と「触手話」のみであること等が明らかとなった。

以上のことから、多くの意思疎通方法において、通訳・介助員の養成システムが十分に作用しておらず、盲ろう者の意思疎通支援に携わる通訳・介助人材の確保や育成のためには、通訳・介助員の習熟度や背景要因も踏まえたうえで、システムを構築していく必要があることが考察された。

第8章 盲ろう者向け通訳・介助員派遣の利用に至るプロセスに関する研究

第4章で利用率が低いことが明らかとなった通訳・介助員派遣事業について、利用に至るプロセスを可視化し、同事業の利用を促進・阻害する要因を検討するために、成人の盲ろう者8名を対象に面接調査を行い、得られたデータを TEM（複線径路・等至性モデリング）により分析した。

その結果、派遣事業の利用に至るまでのプロセスは、次のようなIV期を経ることが示された。

「視覚と聴覚の障害が重複し、さらに重度化することで、情報入手や外出・移動、コミュニケーション等に「社会参加の困難」(OPP)が発生する(第Ⅰ期)。このため、家族や手話通訳、ガイドヘルパーの利用といった既知の「周囲からの援助」(BFP)により、困難の解消を図ろうとするケースもある。しかし、本人の抱えるニーズに十分に対応できる支援ではないため、困難は解消されない(OPP) (第Ⅱ期)。そのような状況を踏まえ、家族・知人や医療・福祉関係者から、盲ろう者が利用・参加できる社会資源の情報が本人にもたらされる(『盲ろう』についての情報提供とアクセス(BFP)) (第Ⅲ期)。その情報を得て、派遣事業の利用につながる(EFP) ケースがある一方、残存機能の喪失や心理的変化等の「派遣事業利用までの葛藤」(BFP)を経て、利用につながるケースもある(第Ⅳ期)。」

以上のことから、視聴覚障害の重複化・重度化する前の盲ろう者本人へ情報提供や周囲の他者や関係機関等への関連情報の周知・伝達、盲ろうであるという自己認識や利用意欲の増進といった心理的変化に応じた支援が、通訳・介助員派遣事業の利用の促進のために重要であることが考察された。

第9章 盲ろう児の意思疎通能力に関する研究

第5章で成人と小児では、意思疎通方法や意思疎通頻度に関連する要因が異なることが明らかになり、両者のアプローチのあり方が異なることが示唆された。それを受け、盲ろう児の障害や意思疎通方法、受けている療育の実態を把握し、盲ろう児の意思疎通能力と関連する要因を検討するために、盲ろう児を養育する214世帯を対象として質問紙調査を行った(回収率:44.6%)。

18才未満で視覚聴覚の両方に障害があると回答した60通を抽出し、分析した結果、補

聴機器を装用し、聴覚活用可能な盲ろう児が多くを占めるものの、聴覚や発話で意思疎通が可能な者は半数程度であること、意思疎通方法の利用有無と WeeFIM の意思疎通得点の比較では、言語的手段（聴覚・発話、日本語式指文字）の利用者は、意思疎通の得点が有意に高い一方、前言語的手段（身振りサイン、泣き声・表情）については、意思疎通の得点が有意に低いこと、意思疎通のほかにも全般的な発達の課題を有していること等が示された。

以上のことから、全般的な発達に関する課題は有しつつも、前言語的手段から言語的手段への発達を支援することが、盲ろう児の円滑な意思疎通の機会を広げるためにも重要になることが考察された。

第10章 盲ろう児の意思疎通支援の提供体制に関する研究

盲ろう児を含めた未就学の障害児を対象として早期の療育を提供している全国の児童発達支援センター、児童発達支援事業所4,248ヶ所を対象として、盲ろう児の状況、盲ろう児への療育内容、支援体制等について把握し、先天性盲ろう児の早期の意思疎通支援体制のあり方を検討するために、質問紙調査を行った（回収率：34.6%）。

7歳未満の盲ろう児が在籍していると回答した74機関の143名の盲ろう児の状況を分析した結果、多くは泣き声や表情、身振りサインといった前言語的手段により意思疎通を図っていること、意思疎通に関する訓練を担う言語聴覚士の配置率は半数に満たず、療育内容は、摂食や嚥下に比較し、言語聴覚士に関係する発話や聴覚活用、その他の意思疎通手段といった意思疎通関連の療育の提供の割合が低いこと、言語聴覚士の配置と意思疎通に関する療育の提供の間には関連が見られなかったこと等が示された。

以上のことから、盲ろう児は意思疎通に課題を抱えているものの、専門職による専門的療育が十分に提供されていない状態にあるとともに、言語聴覚士はもちろん、理学療法士、作業療法士等のリハビリテーション専門職、児童支援員や看護師といった他の専門職等も含めて、どのように意思疎通能力を育むか、共通の目標を元に協働できるような連携体制を整えていくことが喫緊の課題であることが考察された。

第11章 盲ろう児の早期支援における困難とニーズに関する研究

第10章で盲ろう児の意思疎通に関する早期支援が不十分な状況であることが示されたことを受け、早期の支援について、就学前の盲ろう児とその養育者が抱える困難とニーズ

について把握し、先天性盲ろう児の早期支援のあり方を検討するために、盲ろう児を養育する8世帯の保護者を対象に面接調査を行った。得られたデータをSCAT (Steps for Coding and Theorization) により分析したうえで、生成されたテーマ・構成概念を整理し、さらに抽象度の高い上位概念である「コンポーネント」を生成した。

その結果、早期支援における困難は7種、ニーズは9種のコンポーネントが生成され、それを用いた次のようなストーリーラインが生成された（下線は困難、二重下線はニーズのコンポーネントを示す）。

「盲ろう児の早期支援において、保護者は限定される就学先や貧弱な社会資源といった支援の制約があるなかで、視覚・聴覚へ対応が一体的でない相談支援を受けるものの、必要な情報の入手困難を感じ、盲ろうとしてのニーズの軽視を経験する。それらが要因となり、保護者の養育負担感や保護者の孤独感を持つ状況に至る。

これらのことから、専門性を有した包括的な相談支援のもと、有益な情報の提供により社会資源の有効活用を図るとともに、適切な就学先決定プロセスにより適切な就学先の確保が必要になる。さらに、支援の質を高めるための盲ろうの専門家の活用、盲ろうについての専門性の向上や異分野の連携といった取り組みとともに、盲ろう児の支えの中心となる保護者への心理社会的支援も重要になる。」

盲ろう重複障害について、片方の障害の影響を単独で捉え、他方の障害や障害の相互性についての検討に乏しい傾向が関係機関に存在することが先行研究においても指摘されており、それらの傾向が「必要な情報の入手困難」や「一体的でない相談支援」といった保護者の困難に影響を及ぼす要因になっていることが考察された。

第Ⅲ部 総合考察

第12章 総合考察

本論の実証研究により明らかとなった知見をもとに、本博士論文の目的に則した「盲ろう者の基本的実態」、「盲ろう者の意思疎通の実態、および意思疎通の状況に関連する要因」、「盲ろう者の意思疎通支援に関わる専門職や従事者とその支援の実態と効果」、「盲ろう者の意思疎通支援のための制度・政策のあり方の提言」の4つの論点について、第12章で総合的に考察した。

盲ろう者の基本的実態については、これまで未解明であったことから、「日本における盲ろう者の実態解明に寄与する、極めて資料的価値の高いデータを把握できたこと」、「通訳・介助員派遣事業の登録率が低調であることの背景を分析し、登録率の向上のためには、情報提供や本人の心理的变化に寄り添うサポートが必要であること」が考察された。

盲ろう者の意思疎通の実態、および意思疎通の状況に関連する要因については、「視聴覚障害の重複時期や重複程度によって、使用される意思疎通方法の割合に相違があること」、「補聴器の装用効果が期待できる盲ろう者でも補聴器の受給率は約半数に留まっていることから、多職種により多様な情報を提供していく体制を整備する必要があること」、「ろうベース群においては、手話習得についての評価と、手話の触読方法の習得支援、手話の触読に対応できる盲ろう者向け通訳・介助員の派遣等の支援が必要であること」、「重度の視覚障害のある盲ろう者において、意思疎通の前段階のプロセスを構築する支援が必要になること」、「視聴覚障害の状態に応じた効率的な受信方法を用いることで、日常的な会話機会を得られること」が考察された。

盲ろう者の意思疎通支援に関わる専門職や従事者とその支援の実態と効果については、「意思疎通方法に対応できる人材育成に取り組むにあたっては、各意思疎通方法の背景を踏まえること」、「小児に対する意思疎通支援のアプローチにおいて、児の意思疎通能力を高めることが肝要であり、言語聴覚士が重要な役割を担うこと」が考察された。

盲ろう者の意思疎通支援のための制度・政策のあり方の提言については、「意思疎通に関する人的支援の適切なサービス分配」、「意思疎通方法の習得難易度や所持資格に応じた同行援護事業の報酬加算」、「他の意思疎通支援事業との連携による人材確保」、「盲ろう児の意思疎通方法及び能力の獲得のための専門職の育成と活用」、「盲ろう児の出生後『超・早期』に対応できる総合的な相談支援体制」が考察された。

第13章 本研究の限界と今後の研究課題

本研究の限界については2点考察された。

1点目は、本研究の多くの調査において、視覚と聴覚の身体障害者手帳を交付されている者を対象にしている点である。そのため、視覚と聴覚の両方に障害を発症しているにも関わらず、身体障害者手帳の交付を受けていない者が対象として外れている。これらの盲ろう者にも意思疎通に関する困難やニーズがあることが考えられる。

2点目は、対象の特性ゆえの調査の困難さである。第5章では、盲ろう者を対象に質問紙調査を実施しているが、本人の意思が反映された回答だったのか、疑問の余地が残る。盲ろう者に応じた意思疎通手段に習熟した通訳者等を配置し、面接法により実施することが望ましいと考えられる。また、第9章、第10章においては、盲ろう児の状況に関して、養育者や機関の職員に質問紙で尋ねている。意思疎通の状況や知的障害の有無等に関しては、調査協力者の判断の影響が大きいと考えられ、それらを厳密に判断するためには、接触経験のほかに、判断を裏付ける専門的な知識が必要になると考えられる。

今後の研究課題については、「盲ろう者の同行援護事業の利用実態と効果」、「人的支援に依存しない盲ろう者の支援のあり方」、「盲ろう児の早期の教育的介入と療育から教育への移行・連携の実態把握」の3点の必要性が示された。